

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1436号)

平成29年9月22日

横情審答申第1436号

平成29年9月22日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年9月30日道企第789号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「生見尾踏切跨線人道橋整備事業（平成27年度道企第1892号）」の一部開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「生見尾踏切跨線人道橋整備事業（平成27年度道企第1892号）」を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「生見尾踏切跨線人道橋整備事業（平成27年度道企第1892号）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年8月23日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号、第4号及び第6号に該当する部分を非開示とし、文書全体を一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち、起案本文及び方針（案）（以下「起案本文等」という。）に記載された概算事業費及び負担額（予定概算額、用地補償費、工事費）（以下「概算事業費等」という。）のうち、工事費は、平成26年度に生見尾跨線人道橋整備に係る鉄道事業者であるJR東日本（以下「鉄道事業者」という。）が実施した詳細設計を基に算出している精度の高い工事予定額であり、開示することにより、今後、鉄道事業者が実施する予定の工事発注業務に影響を及ぼし、適正な工事発注業務ができなくなるため、概算事業費等については、条例第7条第2項第3号アに該当するとして、非開示とした。
- (2) 概算事業費等のうち用地補償費は、用地買収の対象者の財産に対して移転を伴う補償を行う費用である。加えて概算事業費等のうち予定概算額は、全体の額が公にされることで、用地補償費を算出することが可能になり、特定の個人の財産権が侵害されるおそれがあるため、条例第7条第2項第4号に該当するとして非開示とした。

- (3) 本件審査請求文書のうち方針（案）に記載された地番については、個人に関する情報であって、土地登記簿に記録されている情報等と照合することにより、買収の対象者の氏名が明らかとなり、特定の個人を識別することができることから条例第7条第2項第2号本文に該当するとして、非開示とした。

また、方針（案）に記載された用地買収の面積についても、踏切周辺を買収の対象としており、面積と踏切周辺の登記簿の公簿面積を照合することにより、買収対象者の氏名が明らかとなり、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2項第2号本文に該当するとして、非開示とした。

さらに、これらの地番及び面積は、市の機関が行う事業に関する情報であって、これを公にすると用地買収の対象者に無用な混乱を招き、横浜市が行う用地買収等が困難になるなど、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2項第6号に該当するとして、非開示とした。

- (4) 生見尾こ線人道橋計画概要図（資料3）（以下「概要図」という。）については、平成26年8月に公表している生見尾こ線人道橋概略設計図（資料5）（以下「公表済図面」という。）とは異なり、鉄道の電気施設、ケーブル及びケーブル収容施設ほか（以下「電気施設等」という。）の情報が記載されており、当該記載は、鉄道事業者が公にしていない鉄道の技術関連のノウハウといえる。また、電気施設等の位置情報が流出することにより、安定的な列車運行に支障をきたす可能性がある。さらに、跨線人道橋の基礎形状も記載されているため、今後、鉄道事業者が発注する予定の工事の情報が事前に流出し、適正な入札が行えなくなるおそれがある。したがって、概要図の当該記載は、条例第7条第2項第3号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

なお、概要図は、鉄道事業者から非開示を前提として法令等の規定に基づかず任意に提供されているものであり、当該情報が公にされた場合、鉄道事業者と実施機関との信頼関係に支障が生じ、事業の適正な執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、概要図における非開示箇所は条例第7条第2項第3号イに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

また、概要図には、鉄道の電気施設等の位置が記載されており、公にされることで列車の運行の安全及び安定的な列車運行に支障をきたす犯罪の実行を容易にし、その機能を喪失した場合は、列車事故等に至るおそれがあるため、概要図の電気施設等の非開示箇所は条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。

- (5) 用地買収箇所の位置図については、踏切周辺が買収の対象であり、土地登記簿に記録されている情報等と照合することにより、買収対象者の氏名が明らかとなり、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2項第2号本文に該当するとして、非開示とした。
- (6) さらに、位置図については、市の機関が行う事業に関する情報であって、これを公にすると用地買収の対象者に無用な混乱を招き、横浜市が行う用地買収等が困難になるなど、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2項第6号に該当するとして、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、非開示とされた部分のうち、起案本文等に記載された概算事業費等のうち工事費及び概要図について開示するよう求める。ただし、概算事業費等のうち、予定概算額及び用地補償費と、本件審査請求文書のうち特定の個人が識別される住所、面積及び位置の開示は求めない。
- (2) 起案本文等に記載された概算事業費等は、あくまでも「予定概算額」であることに加えて、事業費総額や鉄道事業者の負担割合が変動する可能性があることが明記されており、予定概算額の開示が鉄道事業者による入札に影響を生じさせることは考えられない。

さらに、方針（案）にはエレベーターの設置について、複数案の検討も行うと記載され、精度の高い工事予定額ではなく、今後の変更の可能性がある概算額であることは明白である。

また、工事費には、敷地内の電気設備等の撤去・移設等の跨線人道橋本体建設工事以外に想定される工事にかかる費用が含まれているはずであり、全ての工事に関する精度の高い工事費が算定されているとは考えられない。さらに、各工事の中には横浜市が直接発注すべきものも含まれており、全体の工事費を開示してもそれぞれの予定価格等を事前に推測するとは考えられないことから、実施機関が主張する、鉄道事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれはなく、本体工事費は、条例第7条第2項第3号アには該当しない。

- (3) 実施機関が概要図について主張する条例第7条第2項第3号ア及び第4号の該当

性に係る内容について、電気施設等の情報は、「横浜市踏切対策基本方針検討調査委託報告書（平成26年3月）」（以下「報告書」という。）にある生見尾踏切の図面（以下「報告書図面」という。）程度であると思われ、電気施設の設計図や配線図、回路図等ならともかく、地紋程度の平面図であるとしたら、鉄道の事業関連のノウハウとはとても言えない。

電気施設の位置情報が流出することで安定的な列車運行に支障をきたす可能性については、施設の多くは地上に施設名などが表記された上で設置され、破壊活動等の危険が既に存在する。概要図を公開することが支障をきたす可能性の増大につながるとは考えられず条例第7条第2項第4号には該当しない。これらの施設が記載されていることで概要図の開示ができないと主張するなら、その部分のみを黒塗りすればよいと考える。

当該文書の閲覧に立ち会った実施機関の職員は、信号設備が記載されているために保安上の配慮のため秘匿すべきとの補足説明をしていたが、その部分だけを非開示とすればよい。

- (4) 概要図も平面図のみであり、前述のとおりエレベーターの基数も未確定の現状においては入札の影響を与えるおそれがあるとは考えられない。また、弁明書の記載から、概要図と公表済図面は、平成26年度に鉄道事業者が行った詳細設計に基づき作成されていると思われ、概要図に公表済図面と異なる情報が記載されているとは考えられない。

これらの点から、概要図の開示が鉄道事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれはなく、概要図について、条例第7条第2項第3号ア及び第4号には該当せず、開示すべきと考える。

- (5) 実施機関の弁明書における本件審査請求文書は条例第7条第2項第3号イに該当するという主張は、一部開示決定通知書に記載のない非開示理由が追加されており、条例第13条の規定からも非開示理由の追加が妥当であるのか大いに疑問があると考ええる。

仮に、非開示理由の追加が許されるとしても、概要図は横浜市の政策の方向性を決める方針決裁の重大な根拠となるものであり、具体的な事業実施と市の予算執行の前段として必須のものであり、任意の提出物ではない。また、横浜市とJR東日本は、「東海道本線川崎・横浜間生見尾踏切安全対策に関する設計協定」を締結しており、概要図はその成果物か派生する副産物と思われ、横浜市が情報公開を含む

行政目的に使用することに制約を受けるとは考えられない。

以上のことから、概要図は条例第7条第2項第3号イには該当しない。

- (6) 本件審査請求では、特定の個人が識別される住所、面積及び位置図の開示を求めている。そのため、用地買収に関する情報が条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとの実施機関からの弁明は不要と考える。
- (7) 本件に係る一部開示決定通知書や弁明書に度々表現される「位置図」は方針決裁上該当するものがなく、説明の錯誤ではないかと思っている。

5 審査会の判断

- (1) 生見尾踏切跨線人道橋整備事業に係る事務について

横浜市では、平成25年8月に鶴見区生見尾踏切で起きた踏切死亡事故を受け、二度と同じ事故を繰り返さないよう、自転車や歩行者が安心して渡れる跨線人道橋の整備を検討した。平成28年3月に「横浜市踏切安全対策実施計画」を策定し、同月に現在の踏切上に新たな跨線人道橋を整備するという、生見尾跨線人道橋整備にあたっての事業方針を決定している。新たな跨線人道橋の整備については平成31年度までに完成する目標で行い、その後、新たな跨線人道橋の利用状況を見ながら、現在の跨線橋の撤去及び京浜急行本線をまたぐ区間についての横断部延伸について検討していく。

なお、新たな跨線人道橋の設置や、その後の現在の跨線橋の撤去作業においては、作業スペースが全くないため、工事着手前に踏切周辺の用地を買収することとしている。跡地利用については今後検討する予定である。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、生見尾跨線人道橋整備の事業方針決定に係る決裁文書であり、起案本文等、方針（案）、東海道線生見尾踏切位置図（資料1）、横浜市踏切安全対策実施計画（資料2）、概要図、生見尾踏切現況図（資料4）及び公表済図面で構成されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち起案本文等に記載された概算事業費等、方針（案）に記載された地番及び用地買収の面積並びに概要図の標題を除く大部分について、条例第7条第2項第2号、第3号ア及びイ、第4号並びに第6号に該当するため非開示としたとしている。

これに対し、審査請求人は、非開示とされた部分のうち、用地補償費並びに特

定の個人が識別される住所、面積及び位置図の開示は求めないとしており、それら以外の概算事業費等及び計画概略図の開示を求めている。なお、一部開示決定通知書及び弁明書における「位置図」及び「計画概略図」の記載について実施機関に確認したところ、「位置図」は概要図中の用地買収の箇所の位置を示す部分、「計画概略図」は概要図を指すとのことであった。

そこで、当審査会としては、実施機関が非開示とした部分のうち、方針（案）に記載された地番及び用地買収の面積並びに概要図中の用地買収を示す部分の条例第7条第2項第2号及び第6号該当性については判断しないこととし、それらを除く非開示情報について、以下検討する。

(3) 概算事業費等に係る条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アでは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、起案本文等に記載された概算事業費等は、鉄道事業者の詳細設計を基に算出した精度の高いものであり、開示することにより今後の鉄道事業者の工事発注業務に影響し適正な業務執行が困難となるため、条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示としたと説明している。

一方、審査請求人は、工事費には跨線人道橋本体建設工事以外の費用が含まれているはずであり、全ての工事への精度の高い額が算定されているとは考えられず、全体の工事費を開示しても鉄道事業者の権利等の正当な利益を害するおそれはなく、条例第7条第2項第3号アには該当しないと主張している。

ウ これらの説明について、当審査会が実施機関から平成29年5月12日に事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 起案本文では、事業費については鉄道事業者と協議中であり、事業費の一部を負担する可能性があるという趣旨で記載しているが、当該起案は概算事業費等を含む事業全体の方針についての判断を得ることを目的としたものであり、事業の修正の可能性を含めた記載としたものである。しかし、予定概算額をはじめとする概算事業費等は、鉄道事業者による詳細設計を基に積算した金額であり、精度の高い金額であると考えている。また、本件開示請求の時点において鉄道事業者で契約はされておらず、さらに、これらの工事すべてが営業路線に影響する工事であることから、これらの工事施工に係る金額

は契約事務への影響が想定される情報と考えている。

- (イ) 概算事業費等は、地質調査や数百ページにわたる膨大な設計書に基づき算出したものであり、その後、速やかに締結する予定であった「施工協定書」の基となる価格であるため、精度が高いものであると実施機関は考えている。この金額について開示することは、工事発注を行う鉄道事業者と実施機関の信頼関係を損なうとともに、協定を締結し工事を行う横浜市にとっても支障があると考えている。

エ 以上を踏まえ、当審査会は次のとおり判断する。

- (ア) 概算事業費等の算定に係る基礎資料である設計書については、当審査会においても内容を確認したが、実施機関から説明のあったとおり精緻なものであり、詳細な設計書に基づき算出されていることから、本件審査請求文書に記載された金額は、事業の修正の可能性を含んでいるものの精度の高いものと考えることが適切である。これらの情報は契約前の情報であり、公にすると工事発注業務に支障がある情報であると考えられる。

- (イ) 審査請求人は、事業費総額や鉄道事業者の負担割合は変動する可能性があることが明記されており、入札に影響を生じさせることは考えられないと主張しているが、すべての項目について積算がされているとはいえないとしても、実施機関からの設計書を基に算出した精度の高い事業費であるとの説明は、不合理とまではいえない。

- (ウ) よって、これらの概算事業費等について、公にすると鉄道事業者の工事発注業務に支障があるとの実施機関の主張は是認でき、概算事業費等は条例第7条第2項第3号アに該当する。

(4) 概要図に係る条例第7条第2項第3号イの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号イでは、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、概要図について、鉄道事業者から非開示を前提として任意に提供され、これを開示すると当該鉄道事業者と実施機関との信頼関係に支障が生じるおそれがあることから条例第7条第2項第3号イに該当するとして、非開示としている。一方で、審査請求人は報告書図面に基づき、同程度の図面であ

れば、報告書図面を行政目的に使用することにも制約はないことから、第3号イには該当せず、開示すべきと主張している。

ウ 概要図の条例第7条第2項第3号イの該当性について、当審査会が実施機関から平成29年5月12日に事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

概要図には、「この設計図は概略設計図であり、今後詳細設計を進めるに当たり、変更することがあります。」と記載しているが、この表記は、当該図面は当初の跨線人道橋整備方針に基づき作成されており、確定した整備方針により詳細な図面が作成されることを注記したものである。概要図には橋脚の本数、位置及び形状が記載されており、鉄道事業者が膨大な設計書を基に作成した精度の高い図面であると考えている。

また、生見尾跨線人道橋整備事業は、鉄道事業者と実施機関との信頼関係に基づき、相互の協力により行われる事業であると考えている。

エ これらの内容を基に、当審査会が、実施機関が一部開示とした概要図について報告書図面及び公表済図面と比較したところ、報告書図面においては、公表済図面よりも詳細な情報が記載されていた。さらに、本件審査請求文書である概要図には、用地買収箇所、列車の運行に係る電気施設等の位置及び名称、実施機関が特に重要と説明する運行に多大な影響を及ぼす電気施設（以下「特定施設」という。）の位置及び名称並びに跨線橋の橋脚の設置予定箇所等、報告書図面よりもさらに詳細な情報が記載されていた。

これらの図面のうち、報告書図面は平成26年3月に横浜市あてに提出され、地域説明会等においても映写されている。このことから、報告書図面は、すでに公にされている情報と解すべきである。報告書図面には公表済図面よりも詳細な情報が記載されており、報告書図面に含まれている情報について、鉄道事業者と実施機関との信頼関係に支障が生じ、事業の適正な遂行に重大な影響を及ぼすおそれがあり、条例第7条第2項第3号イに該当するため非開示としたと実施機関は主張しているが、報告書図面は公にされた情報と解すべきであるから、その主張は認められない。

(5) 概要図に係る条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アでは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、概要図について、跨線人道橋の基礎形状を含む情報であり、条例第7条第2項第3号アに該当するとして、非開示としている。一方、審査請求人は報告書図面に基づき、同程度の図面であれば、条例第7条第2項第3号アには該当せず、開示すべきと主張している。

ウ 概要図の条例第7条第2項第3号アの該当性について、当審査会が実施機関から平成29年5月12日に事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

概要図のうちの用地買収箇所について、本件開示請求の時点では条例第7条第2項第3号アに該当するとして、非開示とした。審査請求人は特定の個人が識別される情報の開示を求めているが、その後、当該用地買収箇所の番地、面積及び当該箇所の位置を公表することについて地権者との同意がされており、仮に現時点で開示請求をされた場合、これらについては開示することができる情報と考えている。

エ 条例第7条第2項第3号アの該当性につき、当審査会が概要図と報告書図面を比較したところ、次のような記載であった。報告書図面においては、橋脚の具体的な箇所・本数等跨線人道橋の基礎形状に係る記載はされておらず、これらの鉄道事業者が今後発注する予定の工事における入札額算出に係る情報は、公にされているとはいえない。一方で、概要図には跨線人道橋の基礎形状について記載されているが、前述のとおりこれらの情報は報告書で公にされていないため、これを開示することにより入札に係る情報が事前に流出し、鉄道事業者の適正な工事発注業務ができなくなるおそれがある。そのため、概要図のうち、跨線橋の基礎形状に係る部分については、条例第7条第2項第3号アに該当する。

(6) 概要図に係る条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、概要図を公にすると列車運行に支障をきたす可能性があることから条例第7条第2項第4号に該当するとして、非開示としている。一方で、審査請求人は、報告書図面に基づき、同程度の図面であれば、条例第7条第2項第4号には該当せず、開示すべきと主張している。

ウ 概要図の条例第7条第2項第4号該当性について、当審査会が実施機関から平

成29年5月12日に事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

審査請求人は概要図について、報告書図面と同程度の内容であれば開示すべきと主張しているが、両図面には大きな違いがある。当該報告書図面は、跨線橋整備に係る地域説明会等において映写されており、地下ケーブルの位置を含む図面である。一方、概要図は、地下ケーブルの位置に加え、電気施設の位置及び施設名称が含まれており、さらに特定施設に係る情報を含む図面である。これらの施設の位置及び名称は、踏切や跨線橋等に係る保守管理上重要な情報であり、これを開示することは、安定的な列車運行に係る大きなリスクを伴うと考えている。

エ 条例第7条第2項第4号の該当性について、当審査会が概要図と報告書図面を比較したところ、次のような記載の違いがあった。報告書図面では、電気施設とケーブルの一部の名称が判別できる状態にあるが、全ての電気施設やケーブルの位置及び名称を判別できる状態にはない。一方、概要図には電気施設やケーブルの位置及び名称が記載され、全ての電気施設等の位置及び名称が判別できる状態である。

報告書図面において判別できず、公表されているとはいえないこれらの電気施設等の名称については、公にすると公共の安全の確保に支障が生ずるおそれがある情報であるとの実施機関の主張は是認できる。よって、当該部分は条例第7条第2項第4号に該当する。なお、これらの電気施設等の名称を非開示とすることにより、位置についても明らかでなくなることを認められる。

なお、審査請求人は、意見書において、保安上の配慮の必要がある箇所について非開示とする実施機関の説明について、電気施設等が記載されていることで概要図の開示ができないとなおも不当に主張するならば、その部分のみを墨塗りとするればよい、としている。

(7) 概要図に係る非開示該当性について

以上を踏まえて、当審査会は次のとおり判断する。

概要図のうち報告書図面に含まれる情報は、既に公にされており、開示すべきであるが、報告書図面には記載のない跨線人道橋の基礎形状に係る部分は条例第7条第2項第3号アに該当し、また、報告書図面において判別できず、公にされているとはいえない電気施設及びケーブルの名称は条例第7条第2項第4号に該当する。概要図のうち、なお非開示とすべき箇所は、別表の「非開示を妥当とする箇所」のとおりである。

(8) その他

実施機関から事情聴取の際に当審査会に対して説明があったが、一部開示決定通知書等では実際の名称と異なる表記で本件審査請求の対象となる図面に係る説明がされている。審査請求文書に係る表記においてはどの図面に対する説明かを明確に示し、審査請求人が実施機関の開示、非開示に係る説明について疑念を抱くことがないように対応することを望む。

また、審査請求人は非開示理由の追加が妥当であるのか大いに疑問であるとしている。しかし、非開示決定の理由の付記は、実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保し、それに対する審査請求に便宜を与えることを目的としていることからすれば、審査請求を受けた実施機関が原処分の当否を判断するに当たり、非開示理由の存否を改めて検討することは不当なこととはいえ、開示等の決定通知書に記載されていない非開示の理由を当審査会への諮問時に追加して主張することが許されないとまでは解されない。

(9) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を条例第7条第2項第3号ア及びイ並びに第4号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

別表 開示すべき箇所

概要図のうち、次に示す「非開示を妥当とする箇所」を除く部分
非開示を妥当とする箇所
・ 新たな跨線人道橋の箇所 全体
・ 鉄道の電気施設やケーブル及びケーブル収容施設の名称の箇所（ただし、「横浜市踏切対策基本方針検討調査委託報告書（平成26年3月）」における図面に記載されているものを除く）
・ JR線線路の北側 1.1メートル×11メートルの箇所
・ JR線線路の南側 新たな跨線人道橋、京浜急行線上り及び京浜急行生麦駅に囲まれた1.1メートル×6.6メートルの箇所
・ 用地買収範囲の凡例

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年9月30日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年10月20日 (第202回第三部会) 平成28年10月25日 (第296回第一部会) 平成28年10月28日 (第302回第二部会)	・諮問の報告
平成28年11月9日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年4月4日 (第311回第二部会)	・審議
平成29年4月14日 (第312回第二部会)	・審議
平成29年4月27日 (第313回第二部会)	・審議
平成29年5月12日 (第314回第二部会)	・実施機関から事情聴取を実施 ・審議
平成29年5月26日 (第315回第二部会)	・審議
平成29年6月23日 (第317回第二部会)	・審議
平成29年7月14日 (第318回第二部会)	・審議
平成29年7月28日 (第319回第二部会)	・審議
平成29年8月25日 (第320回第二部会)	・審議